

第2章 全体構想

1. まちづくりの理念と都市目標像

これからのまちづくりを進めていく上で、新たな時代の変化、本市の特性や強みを踏まえながら、まちづくりの理念と都市目標像を定めます。

1-1 まちづくりの理念

健幸と共生社会を目指し、 多様な連携を図るコンパクトなまちづくり

本市は、「健幸都市」として、一人ひとりが健康かつ生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことのできる「健幸」を「まちづくり」の中核に位置づけ、誰もが健康で心豊かに暮すことのできるまちを目指し、共生社会の実現に向け、心のバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりへの取り組みを推進しています。

また、人口減少、少子高齢化が進む将来において、活力のあるまちを持続的に育てていくため、今後ともコンパクトなまちづくりを目指していく必要があります。

コンパクトなまちづくりを推進していくためには、公共交通網による拠点間の連携、都市間の広域的な連携などに加え、行政と民間との連携(官民連携)、大学との連携、市民と行政との連携(協働のまちづくりの推進)など多様な連携を図ることが、より一層重要となります。このように様々な連携を図ることにより、市民生活の向上、産業の振興、自然環境の保全の取り組みを持続的に進め、本市の発展を未来につないでいきます。

多様な連携を図り、コンパクトなまちを形成することが、健幸と共生社会の実現に寄与するものであると考えられることから、「健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図るコンパクトなまちづくり」を本計画の理念とします。

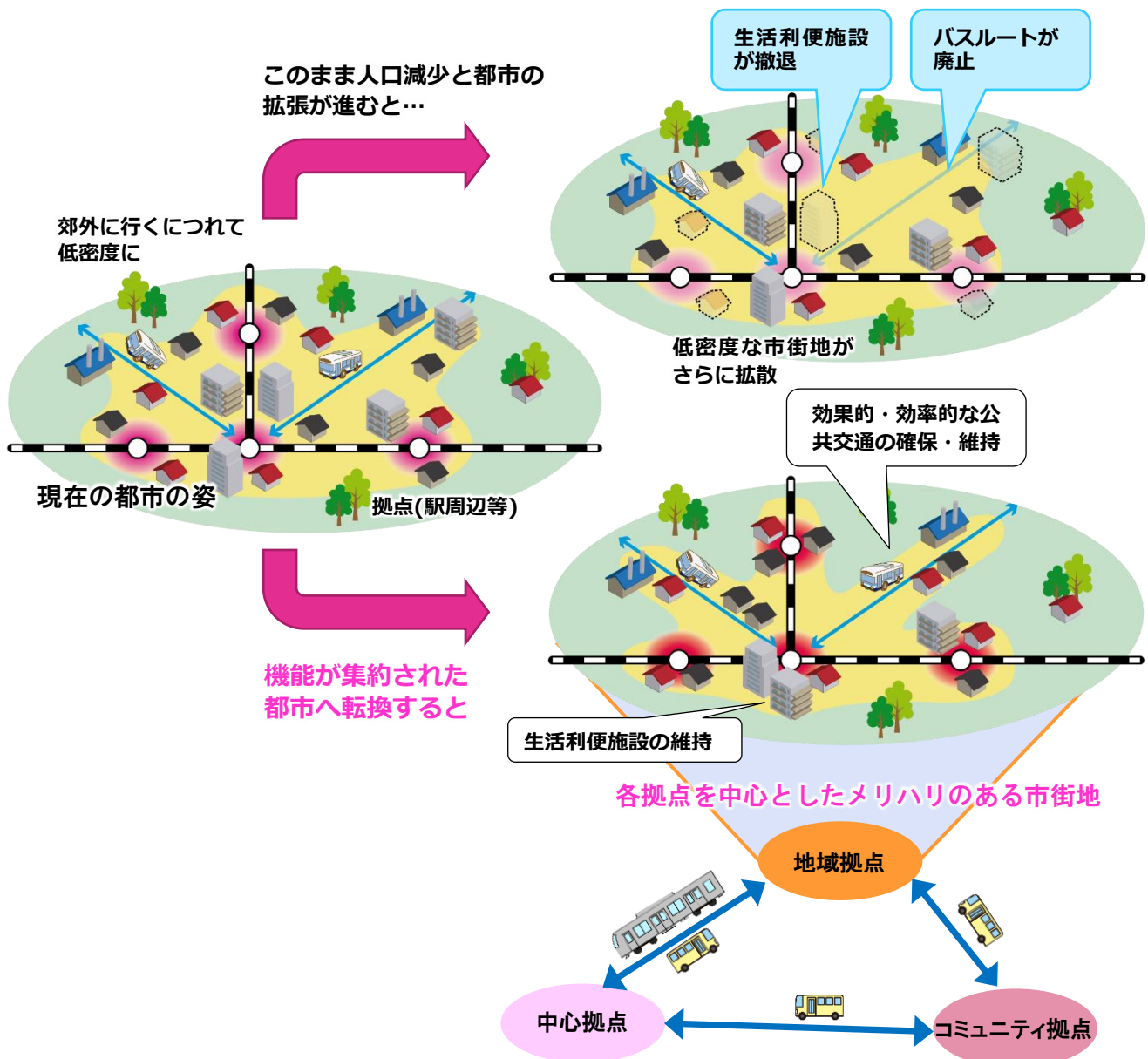
1-2 都市目標像

拠点連携型都市(多様な連携によるコンパクトシティ)

都市目標像は、まちづくりの理念を踏まえ、多様な連携を進めつつ、コンパクトなまちづくりを目指す都市の姿として「拠点連携型都市(多様な連携によるコンパクトシティ)」とします。

拠点連携型都市とは？

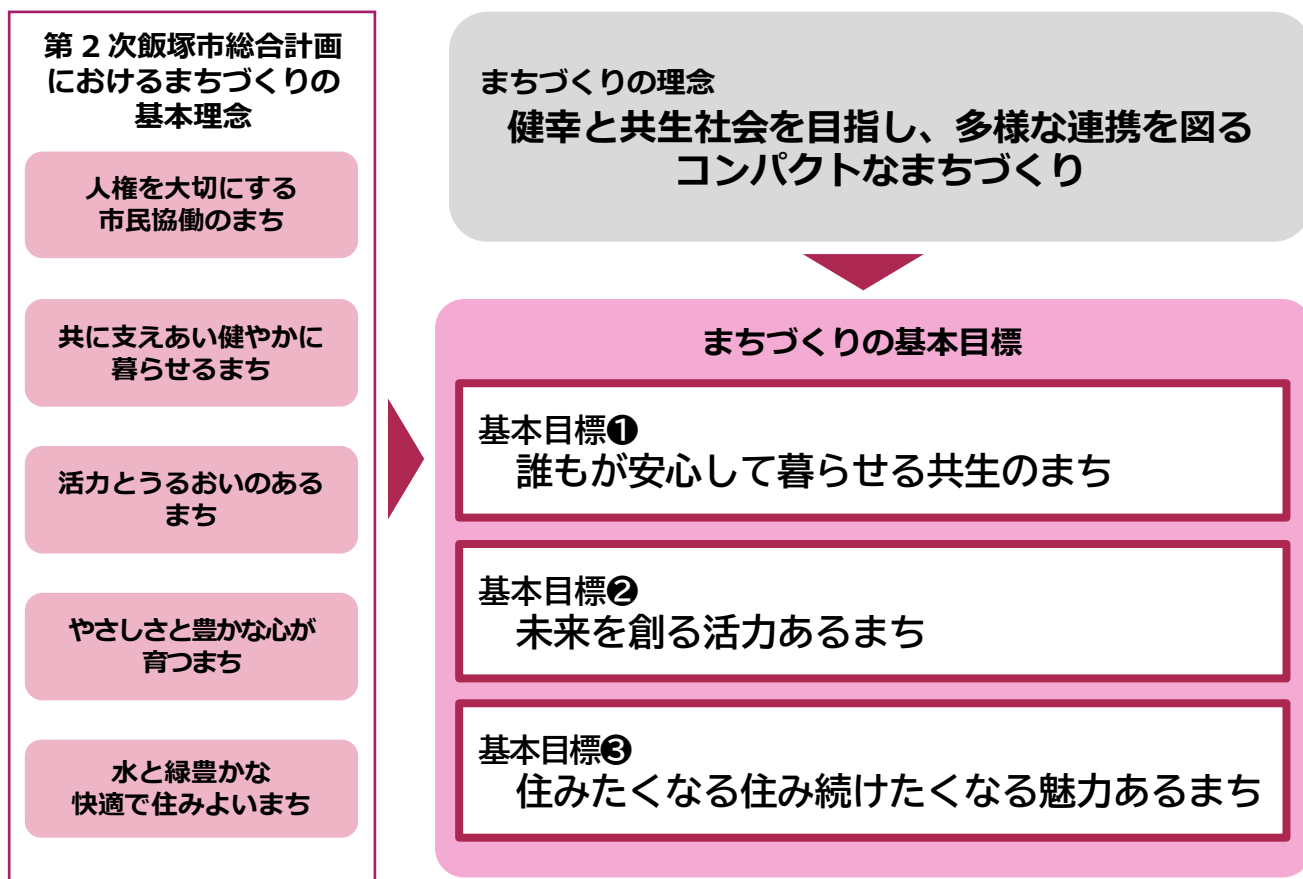
拠点連携型都市とは、「豊かな森林・田園の広がる環境の中で、中心拠点や生活圏の中心となる地域に生活利便施設や公共公益施設などが適切に配置され、中心拠点と各地域を公共交通機関で結ぶことにより、都市的サービスの提供を補い合うことで、生活利便性を高める」都市のことをいいます。



■ 拠点連携型都市のイメージ

2. まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、まちづくりの理念と第2次飯塚市総合計画におけるまちづくりの基本理念を勘案し、「共生」、「活力」、「魅力」をキーワードとして以下の3つの基本目標を定めます。



2-1 基本目標① 誰もが安心して暮らせる共生のまち

暮らしに密着した生活利便施設や日常の安心を支える都市機能・都市施設を各地域の拠点にコンパクトにまとめ、その拠点を持続可能な公共交通網でつなぎ、誰もが生活サービスを利用しやすいまちを目指すことで、共生社会ホストタウンにふさわしい環境形成に寄与していきます。

また、頻発化する自然災害に備え、安全で安心な暮らしを守るため、市民、行政、関係機関・団体等が連携し、災害危険性の高いエリアの宅地化抑制や防災対策の充実、地域防災力の強化などを共に進めることにより、災害に強いまちを目指します。

更に、行政、市民、警察、消防等が連携し、地域での防犯体制づくりや交通安全対策等への取り組みを推進することにより、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

2-2 基本目標② 未来を創る活力あるまち

未来を創る活力を生み出す要素として、本市の特色でもある近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学及び九州工業大学情報工学部の3大学をはじめ、情報関連企業や研究開発機関の集積などがあり、そのポテンシャルを活かし、産学官の更なる連携促進により、産業の活力あるまちを目指します。

また、商業、工業、農業などの多種・多様な産業の振興により、雇用の創出を図り、安心して働くことのできる就業環境の充実したまちを目指します。

2-3 基本目標③ 住みたくなる住み続けたい魅力あるまち

良好な住環境を形成するための道路については、計画的に改築・更新し将来に渡って道路の機能が持続できるように努め、また、公園については、市民の子育てや健康づくりなど多面的な機能を踏まえ、魅力ある公園のあるまちを目指します。

また、地域の特性や既存資源を活かすことで、地域コミュニティを維持し、住環境の充実を目指します。加えて、旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)や嘉穂劇場、長崎街道など、本市固有の観光資源を活用し、観光の振興を図り、魅力あるまちを目指します。

更に、国連サミットで採択された、国際社会共通の目標となっている「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえ、誰もが住みやすい、持続可能なまちづくりに向け、物理的・心理的バリアをなくし、良好な居住環境の確保に努めるとともに、環境にやさしいまちを目指します。

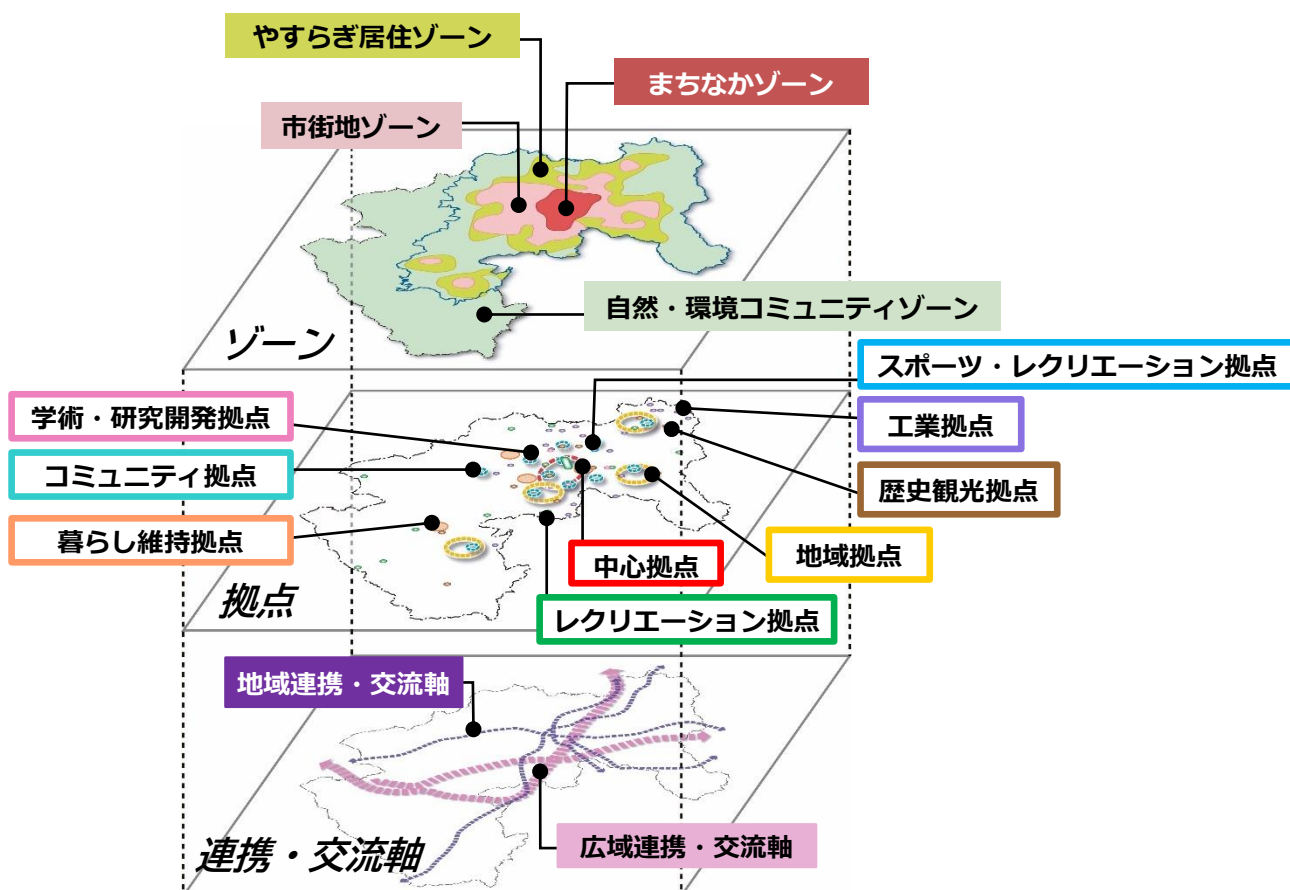
3. 将来都市構造

本市は、2006(平成18)年3月26日に旧飯塚市、旧穂波町、旧庄内町、旧筑穂町、旧穎田町の1市4町が合併したことによって現在の市域が形成され、これまで広域的な都市機能及び主要交通結節点が集積する中心拠点や各地域の支所周辺の地域拠点を中心として、都市機能が集積されてきました。

将来都市構造は、こうした本市の成り立ちを踏まえ、「拠点連携型都市(多様な連携によるコンパクトシティ)」の実現に向けて、市街地や自然・田園など土地利用の適正な立地、中心市街地や各地域の中心などの位置付け、配置を示すものであり、今後のまちづくりの施策を展開していくための基本的な枠組となります。

なお、将来都市構造は、同じ土地利用の特性をもった地域のまとまりである「ゾーン」、市民の日常生活を維持し多様な活動を支える「拠点」、人々の多様な交流や円滑な移動を支える「連携・交流軸」の3つで構成します。

ゾーン	将来人口密度、都市的利便性など様々な視点から各地域の特性を把握し、同じ土地利用特性をもった地域のまとまり
拠点	市民の日常生活を維持・向上させ、多様な活動を支える都市機能と都市施設が集積している場所
連携・交流軸	広域都市圏や市内の拠点間を結び、人々の多様な交流や円滑な移動を支える主要な道路や公共交通網



※拠点、連携・交流軸については一例を表示しています。

3-1 ゾーン

(1) ゾーン区分の考え方

人口減少・少子高齢化が進む中でも、様々な都市活動を支える都市機能と、住み慣れた地域の日常生活サービス機能を維持・向上させていくためには、施策の重点化や現存する資源(ストック)の有効活用などによる効果的・効率的なまちづくりが必要です。

そのため、自然災害に対する安全性、将来人口密度、都市的利便性など様々な視点から各地域の特性を把握し、同じ土地利用特性をもった地域を一つのゾーンとして設定します。

■ ゾーン区分の視点

視点		指標
安全性	自然災害リスク	自然災害発生が想定される危険箇所
人口の集積	将来人口密度の高さ	将来人口密度(2040年)
都市的利便性	市域内外の人々が利用する高次都市機能の集積	集客施設(病院、公共施設、商業・娯楽施設)への到達のしやすさ
	身近な生活サービスの利便性	生活利便施設(生鮮三品取扱店、子育て関連施設、診療所等)への到達のしやすさ
	公共交通の利便性	鉄道駅、バス停までの徒歩圏域
都市的土地利用	都市的土地利用の状況	用途地域の指定状況
		用途地域外での宅地化状況
自然的環境	自然的土地利用の状況	農地、山林など自然的土地利用のまとまり
		自然公園など豊かな自然の広がり

こうしたゾーン区分によるまちづくりによって、以下のような効果が期待されます。

<期待される効果>

- ・ 適正な土地利用の誘導、良質な都市サービスの提供、良好な居住環境の提供
- ・ 地域特性を踏まえた効果的な公共交通サービスの提供
- ・ 効果的・効率的な道路や公園などの都市施設の整備

(2)ゾーンの設定

前項の考え方に基づき、同じような土地利用特性を持つ土地をひとまとまりの地域としてゾーン区分しました。その上で、居住の特性や具体的な土地利用の状態などの特徴に合わせ、以下の4つのゾーンを設定しました。

ゾーン	位置づけ
まちなか ゾーン	中枢的な都市機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた中心拠点を含み、多様な都市活動が営まれる区域です。
市街地 ゾーン	用途地域内で、既に都市的土地利用が集積している区域であり、歴史的にその地域で中心的な役割を担ってきた公共公益施設の機能集積がある地域拠点を含み、店舗、医療・福祉、教育など日常生活に必要な施設が整っている区域です。
やすらぎ 居住ゾーン	用途地域の縁辺部で、既に宅地化され生活利便性も比較的高く、住宅地などの都市的土地利用と農地、集落地などの自然的土地利用が共存する区域です。
自然・環境 コミュニティ ゾーン	既存のコミュニティ及び農地、森林などの豊かな自然環境に恵まれており、人口減少や高齢化が進行し、過疎地域も含まれている区域です。

3-2 拠点

市民の日常生活を維持・向上させ、多様な活動を支える都市機能と都市施設が集積している場所を、各役割や機能の集積に応じて、9つの拠点として設定します。

区分	位置づけ	場所	立地適正化計画との関係
中心拠点	<p>本市の都市としての顔であり、商業・業務、居住、行政等の中枢的な機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた拠点として位置づけます。</p> <p>また、筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げられた「広域拠点」を含みます。</p> <p><都市機能> 商業・業務(大規模集客施設含む)、総合行政、広域情報発信、広域交流(文化芸術)、都市型産業、医療(救急)・福祉、居住、交通結節</p>	新飯塚駅、飯塚駅及び飯塚バスターミナルとその周辺	都市機能誘導区域(中心拠点型)
地域拠点	<p>歴史的にそれぞれの地区で中心的な役割を担ってきた地域で、行政機関、文化施設、防災拠点などの公共公益施設の集積がある各支所周辺を位置づけます。</p> <p><都市機能> 支所、金融、医療・福祉、文化、集会、交通結節</p>	支所(穂波、庄内、筑穂、穎田)とその周辺	都市機能誘導区域(地域拠点型)
コミュニティ拠点	<p>地域住民の交流やまちづくり活動の拠点となる地域であり、コミュニティを形成する拠点施設周辺を位置づけます。</p> <p><都市機能> 商業(日用品の販売)、医療・福祉、集会、交通結節</p>	各地区の交流センター(鯉田、立岩、飯塚東、菰田、鎮西、飯塚片島、二瀬、幸袋、穂波、庄内、筑穂、穎田)とその周辺	都市機能誘導区域(コミュニティ拠点型)
暮らし維持拠点	<p>交通利便性の高い区域であり、都市機能の集積に加え、人口が一定以上集積している4地区については、生活利便施設の維持を図り、暮らし維持拠点に位置づけます。</p> <p><都市機能> 商業(日用品の販売)、医療・福祉、交通結節</p>	清水谷周辺、柏の森周辺、イオン穂波店周辺、筑前大分駅周辺	都市機能誘導区域(暮らし維持型)

区分	位置づけ	場所	立地適正化計画との関係
学術・研究開発拠点	<p>先進的な学術活動や研究開発、創業支援などの場として、学術・研究開発拠点を位置づけます。</p> <p><都市機能> 教育・研究開発機能、学園都市交流・情報発信機能</p>	九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学、新産業創出支援センター(e-ZUKA トライバレーセンター)、福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンター	九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学の3大学については、都市機能誘導区域(学園都市型)
工業拠点	既存工業団地は、多様な企業が立地しており、雇用の確保や生産活動の場として、工業拠点到位置づけます。	飯塚、庄内などの既存工業団地	—
歴史観光拠点	本市の史跡や歴史的建造物などは、歴史観光拠点到位置づけます。	旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)、長崎街道内野宿、旧松喜醤油屋、嘉穂劇場、鹿毛馬神籠石、小正西古墳などの史跡や歴史的建造物	—
レクリエーション拠点	<p>郊外に位置する公園やレクリエーション施設については、散策や運動を楽しむなど、自然エリアでのレクリエーション拠点到位置づけます。</p> <p>また、市街地内の比較的大きな公園については、主として市民にとって身近な憩いの場などのためのレクリエーション拠点到位置づけます。</p>	筑豊緑地、いづかスポーツ・リゾート、サンビレッジ茜、笠城ダム公園、健康の森公園、大将陣公園、勝盛公園、かいた中央公園など	—
スポーツ・レクリエーション拠点	交通利便地域の適性を活かし、体育館などの市内各地に点在する体育施設を集約し、拠点到化を図ることから、スポーツ・レクリエーション拠点到位置づけます。	市民公園及びその周辺	—

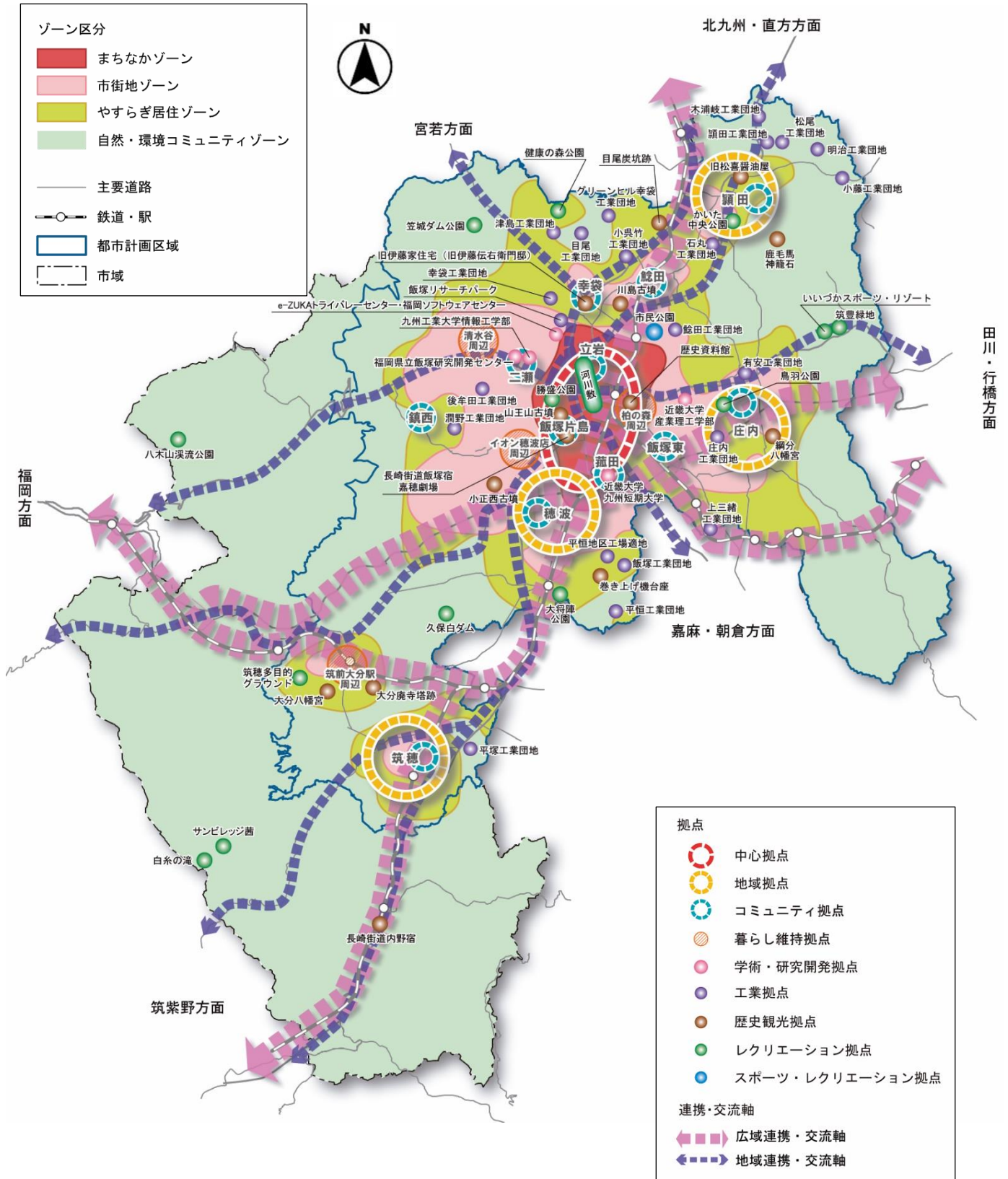
3-3 連携・交流軸

広域都市圏や市内の拠点間を結び、人々の様々な交流や円滑な移動を支える主要な道路や公共交通網を、各役割・機能分担に応じて連携・交流軸として設定します。

区分	位置づけ	対象
広域連携・ 交流軸	本市と福岡都市圏、北九州都市圏、近隣都市を結び、人・モノの広域的な連携を促進する道路、鉄道を位置づけます。	国道201号飯塚庄内田川バイパス(都:弁分下三緒線・下三緒多田線)、国道200号バイパス(都:穎田穂波線)、JR福北ゆたか線、JR原田線、JR後藤寺線
地域連携・ 交流軸	市民の安全で安心できる暮らしを支える都市機能と各地域の連携を高める軸として、国道、主要地方道、バス路線等、生活に不可欠な道路を位置づけます。	国道201号(都:伊川大谷線・大谷有安線)、国道211号(都:新飯塚潤野線・目尾忠隈線)、主要地方道飯塚福間線(都:鯉田中線)、主要地方道飯塚大野城線、主要地方道筑紫野筑穂線、各バス路線

注)都：「都市計画道路」

これまでに設定したゾーン、拠点、軸を踏まえ、将来都市構造図を以下に示します。

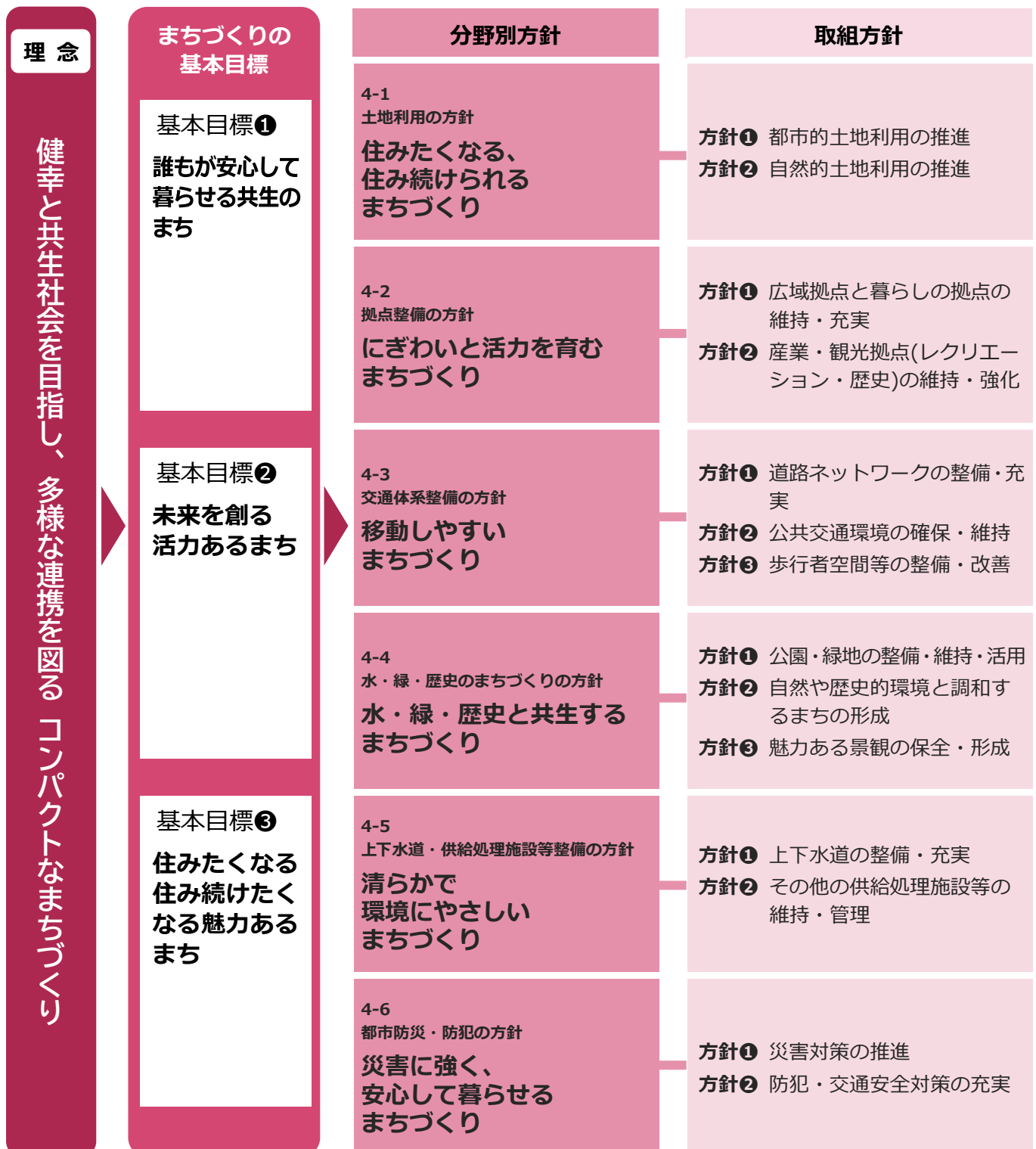


将来都市構造図

4. 分野別方針

分野別方針は、まちづくりの基本目標で設定した3つの基本目標に対応し、市域全体におけるまちづくりの方針として6つの分野で示します。

なお、都市計画マスタープランの方針は、「土地利用の方針」、「拠点整備の方針」、「交通体系整備の方針」、「水・緑・歴史のまちづくりの方針」、「上下水道・供給処理施設等整備の方針」、「都市防災・防犯の方針」とします。



4-1 土地利用の方針

住みたくなる、住み続けられるまちづくり

基本的な考え方

都市と自然とのバランスのとれた都市構造を構築するためには、住宅地域、農業地域、森林地域等の土地利用区分を明確にし、地域の特性に応じた調和のとれた適正な土地利用が重要となります。

このため、ゾーンごとの役割を明確にすることに加え、立地適正化計画での土地利用誘導との整合性を図りながら、それぞれの役割を十分に発揮するための土地利用の規制・誘導や効率的な都市基盤整備を進めます。

更に、自然との調和を図りながら、将来において持続可能なまちとして、暮らしやすいまちづくりを実現するため、都市計画区域や用途地域の見直しなどについて検討していきます。

方針① 都市的土地利用の推進

活力があり、持続可能なまちづくりに向けて、住宅地、商業・業務地、工業地それぞれの特性に応じた適正な土地利用を進めます。

(1)住宅地

①専用住宅地

「市街地ゾーン」においては、便利で快適な市民生活と良好な居住環境を有する区域として、主に住居系土地利用を中心としたまちづくりを進めていきます。

加えて、子育て施設、教育施設周辺の低未利用地化した市有地は、住宅地としての活用を検討するなど、子育てや教育しやすい環境の形成に努めます。

また、用途地域の縁辺部であり、用途地域の指定のない「やすらぎ居住ゾーン」内の宅地化が進んでいる地域については、周辺の良好な田園・山林の自然環境との調和を図り、用途地域の指定について検討を行うなど、良好な居住環境を創出します。

既に地区計画が定められている地区では、地区計画制度等の活用により、良好な住環境の保全・形成に努めます。

②複合住宅地

中心拠点を含む「まちなかゾーン」においては、まちなかのにぎわいの維持と居住を推進するため、行政、商業・業務、医療・福祉、教育機能等を複合させた中高層住宅を中心とした土地の高度利用化を進めます。

また、地域拠点である穂波、庄内、筑穂、穎田の各支所周辺や国道等の幹線道路沿道においては、住宅と店舗・事務所、医療・福祉施設等が共存する複合住宅地として、住居系を基本に用途地域を定め、生活利便性の向上と居住環境の保全を図ります。

(2) 商業・業務地

① 商業・業務地

新飯塚駅から飯塚駅及び飯塚バスターミナル周辺にかけては、立地適正化計画との整合性を図りながら、広域的な商業・業務の拠点としてにぎわいの創出や地域の活性化を図ります。また、商業施設や業務施設の立地を重点的に誘導し、多くの人々が利用する都市機能の集積を進めます。

更に、空き店舗や低未利用地等の有効活用を図り、にぎわいや活力を維持するための土地利用を図ります。

② 近隣・沿道商業地

国道 200 号、201 号、県道瀬戸飯塚線沿いは、近隣商業地域を基本として用途地域を定め、商業機能の立地・誘導を図り、沿道における業務の利便性を高めていきます。併せて、良好な市街地環境との調和を図り、生活利便性の確保に努めます。

更に、用途地域を定めていない国道 200 号沿いなどの既に生活利便施設の立地が進行している地域においては、幹線道路沿道にふさわしい商業・業務施設を中心とした土地利用を進めます。

(3) 生産・流通を支える工業地

① 工業地

各地域に点在する工業団地や大規模工場用地が集積する地区では、生産や物流及び就労を確保するため、工業地域を基本として用途地域を定め、工業施設の維持・充実を進めるとともに、企業の円滑な生産活動が展開できる基盤づくりを推進します。

今後の開発においては、森林や農地などへの影響を抑え、周辺環境と調和した土地利用の誘導を図ります。

② 住工共存地

工場や倉庫等と住宅が共存している地域では、準工業地域を基本として用途地域を定め、居住環境を保全するとともに、工業用地としての土地利用の維持に努めます。

方針② 自然的土地利用の推進

用途地域の指定区域外にあたる集落地、農地、山林など自然的土地利用については、市街地の拡大を抑制し、自然環境の保全・活用に努めながら、コミュニティ活動の維持や産業活動の向上を図ります。

(1) 集落地の維持・保全

用途地域の指定区域外で、学校などの公共施設や既存の生活利便施設が集積している地区については、集落地として位置づけ、自然との共生を基本に、既存の日常生活サービス機能の維持に努めます。また、新たな交流の場の創出に向けて、里地・里山等の地域資源の活用を検討します。更に、既に都市的土地利用の集積が見られる集落地や主要プロジェクトの対象地では、今後の社会情勢の変化や土地利用の動向を踏まえ、地域特性に応じた土地利用を誘導し、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

(2)農地の維持・保全

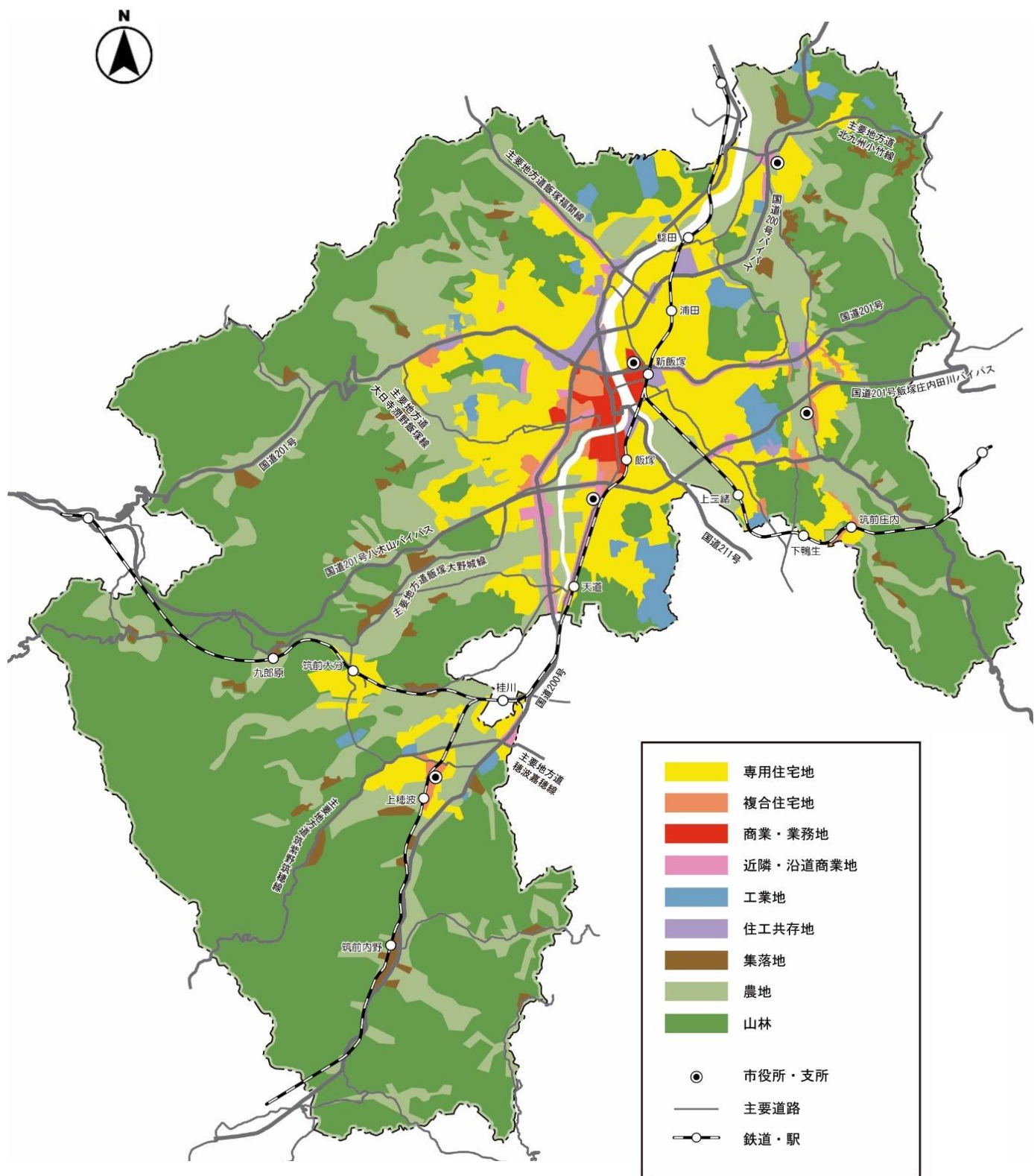
「やすらぎ居住ゾーン」では、良好な農地が広がっており、周辺の自然環境や営農環境に配慮したゆとりある居住環境の提供を図ります。

そのため、農地法及び飯塚市農業振興地域整備計画に基づき、集团的農地として整備されている優良農地を保全し、農地の無秩序な開発や市街化を抑制します。

また、「自然・環境コミュニティゾーン」においては、集落と農地、里山が一体となって良好な田園景観を形成している山間部や平地に広がる田園などの保全を基本とし、機能の維持・向上を図ります。

(3)山林、水辺の保全・活用

市街地や田園を取り囲む山林をはじめ、遠賀川、穂波川などの河川、久保白ダムなどの水辺は、環境保全、水源のかん養、景観、災害の防止、貴重な生物生息環境など多くの機能を有することから、良好な自然環境として保全・活用を図ります。



土地利用の方針図

4-2 拠点整備の方針

にぎわいと活力を育むまちづくり

基本的な考え方

本市では、新飯塚駅から飯塚駅及び飯塚バスターミナル周辺にかけての中心拠点をはじめ、穂波・庄内・筑穂・穎田の各地域拠点において都市機能が集積しています。

また、12地区の交流センターとその周辺はコミュニティ拠点、清水谷周辺、柏の森周辺、イオン穂波店周辺、筑前大分駅周辺は生活利便施設や公共交通の利便性を維持する暮らし維持拠点として、位置づけられています。その他、九州工業大学などの学術・研究開発拠点、飯塚工業団地、庄内工業団地、鯉田工業団地などの工業拠点、旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)などの歴史拠点も多く立地しています。

更に、特色あるレクリエーション拠点、体育施設の集約を図るスポーツ・レクリエーション拠点の形成を進めます。

こうした暮らし、産業・観光及びレクリエーションにおける各拠点の役割を踏まえながら、本計画の都市目標像である「拠点連携型都市」づくりに向け、拠点機能の維持・強化を図っていきます。

同時に、民間活力を活用した都市機能の誘導や、都市機能の誘導と一体となった居住の誘導、地域の魅力を高める拠点形成と拠点間の連携を促進します。また、それぞれの拠点の都市的土地利用を進めるため、用途地域の見直しも検討していきます。

方針① 広域拠点と暮らしの拠点の維持・充実

筑豊都市圏の中心都市としての役割の発揮やにぎわい、地域の活力を高めるため、中心拠点、地域拠点、コミュニティ拠点及び暮らし維持拠点の形成を図ります。

また、拠点機能の更なる充実を図るため、交流センターや支所移転等と一体的に、生活利便施設の誘導や宅地開発を図ります。

(1) 中心拠点の形成

筑豊都市圏の中心的な役割を担うエリアとして、広域性の高い防災拠点施設、医療・福祉サービスの拠点施設、及びにぎわいや交流をもたらす商業施設など既存の機能集積の維持・充実を図ります。加えて、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導し、市域全体の発展を牽引します。

また、拠点間の移動や広域連携を視野に入れたまちづくりを進めるため、交通ネットワークの要衝としての機能強化を図ります。

加えて、まちなか居住を誘導するため、生活利便施設などの集約を図ることと併せ、誰もが利用しやすく、移動しやすいまちなかを目指し、交通結節点や公共施設、公園などの人が多く集まる施設及びその周辺におけるバリアフリー化などを進め、中心拠点にふさわしいまちづくりを推進します。

(2) 地域拠点の形成

地域拠点は、それぞれの地域の特性に応じた生活利便施設を誘導し、周辺の市街地、田園集落、山間集落の生活を支える日常的な生活サービスの拠点として、各地域の中心的な役割を担うため、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画の活用などを検討していきます。

また、地域拠点間を結ぶ持続可能な交通ネットワークを形成するため、交通結節機能の確保・維持に努めます。

(3) コミュニティ拠点の形成

市民の日常生活を支える生活利便機能を持った拠点として、地区のコミュニティ機能や防災機能及びコミュニティ交通などを経由する交通結節機能の確保・維持に努めるとともに、地域生活を支える移動販売等の導入を促進します。

また、拠点機能を維持するため、計画的に各交流センターの整備を行います。

その他、交流センター跡地を有効活用し、用途地域や立地適正化計画に基づき地域活性化を図るとともに、居住環境に配慮した土地利用を誘導します。

(4) 暮らし維持拠点の形成

公共交通利便地域を構成する駅・バス停周辺の交通利便性の高い区域であり、商業・医療機関といった基本的な都市機能の集積に加え、人口が一定以上集積し、将来的にも維持していくエリアとします。

更に、交通結節機能を確保・維持するとともに、生活利便施設を誘導し、生活環境の向上を目指していきます。

方針② 産業・観光拠点(レクリエーション・歴史)の維持・強化

本市に集積する学術・研究開発拠点、工業拠点、歴史観光拠点、レクリエーション拠点及びスポーツ・レクリエーション拠点においては、それぞれの特性に応じ、機能の維持・強化を図ります。

(1) 学術・研究開発拠点

学術・研究開発拠点では、地域及び行政と連携し、研究開発施設の立地や集約化に向けた適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

また、教育・研究開発機能や交流、情報発信機能を活用した大学と地域との交流など交流機能の充実と併せ、産学官での連携を推進し、地域経済の活性化に取り組みます。

(2) 工業拠点

工業拠点では、周辺環境との調和を図るとともに、工場の建替え等の移設、増設を支援し、市内での操業を維持できるよう、企業の撤退・市外流出を防ぐ方策を検討します。

また、今後の社会情勢や企業ニーズ等を勘案し、適地確保に向けた情報収集を図りながら、長期的な視点に立って新たな工業拠点形成の検討を行います。なお、検討にあたっては、炭坑跡地の有効活用や関連する土地利用計画との整合性を図るなど、周辺的生活環境や自然環境に配慮した開発を行うものとしします。

(3)歴史観光拠点

歴史観光拠点は、歴史的環境の維持・保全を図りながら、多様な地域資源をつなぐ域内周遊ルート
の整備を行います。また、拠点性を高めるため、周辺の居住環境や道路空間における一体的な景
観の保全・創出により、歴史・文化学習や憩いの場としての環境整備に努めます。

(4)レクリエーション拠点

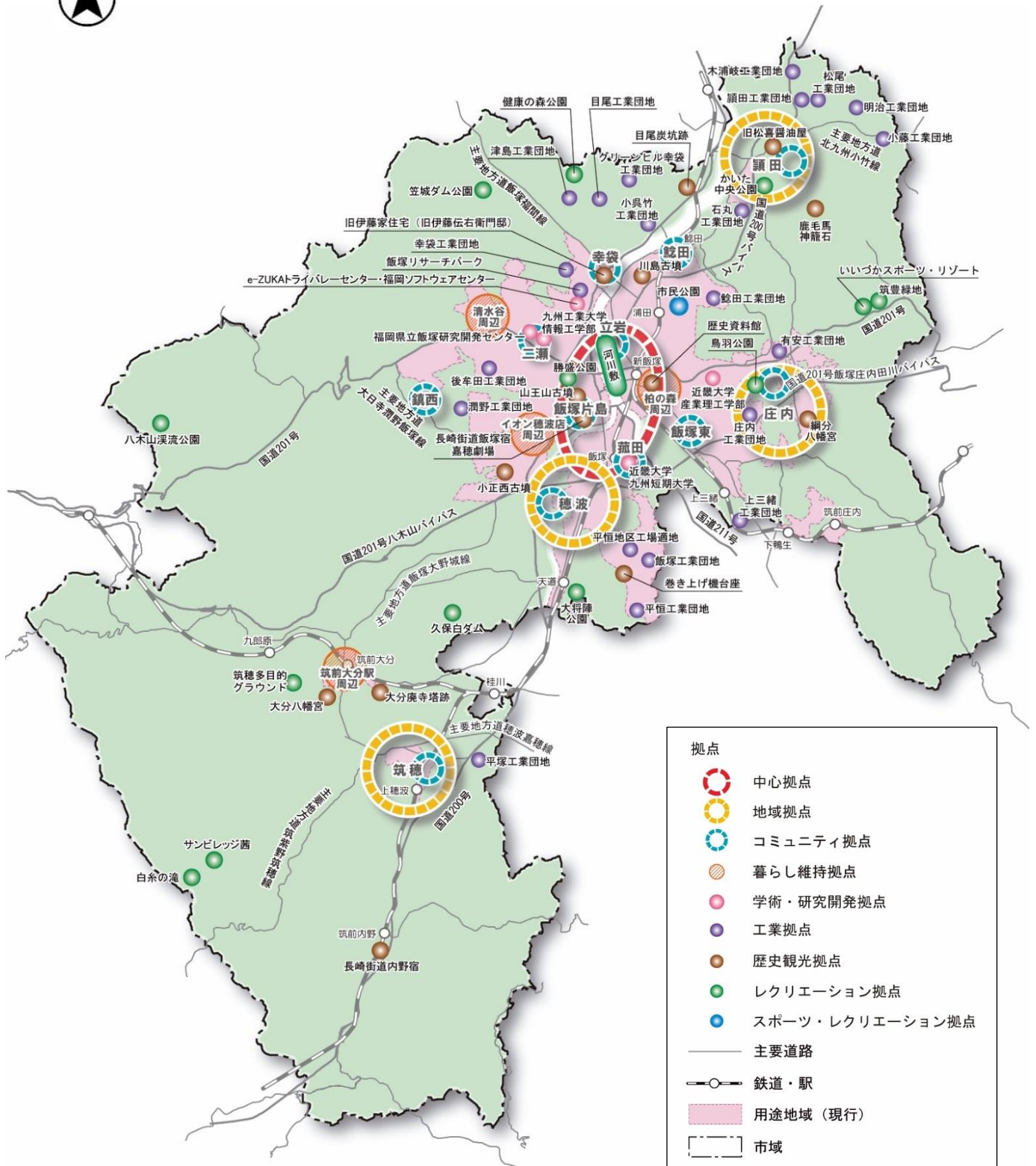
郊外に位置する公園やレクリエーション拠点については、市民及び市外から訪れる人が健康づ
くりや自然とふれあえる場として、適切な機能の維持・強化を図ります。

また、市街地内のレクリエーション拠点は、それぞれの地域特性を活かし、暮らしの中での憩い
の場となるよう、利便性の向上と周辺環境の整備を進めます。

(5)スポーツ・レクリエーション拠点

市民公園及びその周辺は、だれもが快適に楽しむことができる多種多様なスポーツを推進する
ために、交通便利地域の適性を活かし、市内各所に点在する施設を集約することで、スポーツ・レ
クリエーション拠点エリアの形成を図ります。

また、周辺環境の整備を進めることにより、より利用しやすい拠点施設を目指します。



拠点整備の方針図

4-3 交通体系整備の方針

移動しやすいまちづくり

基本的な考え方

本市は、各都市圏を結ぶ広域的な道路・鉄道網により、広域交通の利便性が高い都市となっています。広域交流の活性化と拠点連携型都市にふさわしい円滑な移動を図るため、交通基盤の維持・整備及び公共交通の効率化を図ります。

このため、「3.将来都市構造 3-3 連携・交流軸」(P49 参照)において示した広域連携・交流軸及び地域連携・交流軸を支える道路ネットワークの形成に向け、各軸に対応した道路網により、各々の道路が機能を発揮できるよう、都市計画道路をはじめとした道路整備を推進します。

また、公共交通については、鉄道や民間路線バスに加え、コミュニティバスや予約乗合タクシーといったコミュニティ交通が運行されています。今後とも、これらの各種交通機関の利用を促進するとともに、交通結節機能を確保・維持することにより、公共交通環境の整備を図ります。

更に、本市は、共生社会ホストタウンとして、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーに取り組んでいます。その一環として、2020(令和2)年4月に策定された飯塚市移動等円滑化促進方針に基づき、移動しやすいまちづくりに向けて、多くの人々が利用する公共施設・商業施設などを生活関連施設として、また、施設相互を結ぶ道路を生活関連経路として設定するなど、快適で安全な歩行者空間等の整備・改善を図ります。これらの取り組みを実施することにより、SDGsの開発目標の一つである「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」(※1)ことが達成されるものと考えます。

なお、この目標の下、公共交通の管理運営にあたり特に重要なターゲットとなる「ターゲット11.2」(※2)が示されており、目標達成に向けた取り組みの推進が求められています。

※1 SDGs【目標11】「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」

この目標は、コミュニティの絆と個人の安全を強化しつつ、イノベーションや雇用を刺激する形で、都市その他の人間居住地の再生と計画を図ることを目指したものです。

※2 SDGs ターゲット11.2

2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供するものです。

方針① 道路ネットワークの整備・充実

産業や観光の活性化、暮らしの利便性を高めるため、広域都市間幹線道路、幹線道路等の各機能に応じた整備・充実を図ります。

■ 道路ネットワークの位置づけ

位置づけ	区分		機能	対象路線
広域連携・ 交流軸	広域都市間幹線道路		福岡市・北九州市をはじめとした県内各地への流動の主要なルートとして広域的な連携を担う道路	国道 201 号飯塚庄内田川バイパス(都:弁分下三緒線・下三緒多田線)、国道 200 号バイパス(都:潁田穂波線)
地域連携・ 交流軸	幹線 道路	都市間幹線道路	広域都市間主要幹線道路を補完し、中心拠点及び地域拠点相互を結ぶ都市骨格を形成するとともに、隣接都市への連携を担う道路	国道 201 号(都:伊川大谷線・大谷有安線)、国道 211 号(都:菰田鶴三緒線・目尾忠隈線)、主要地方道飯塚福岡線(都:鯉田中線)、主要地方道飯塚大野城線、主要地方道筑紫野筑穂線など
		都市内幹線道路	広域都市間主要幹線道路、都市間幹線道路を補完し、都市骨格を形成するとともに主に地区間連携を担う道路	都:新飯塚潤野線、川津相田線、新飯塚花瀬線、菰田川津線、西町天道線、立岩下三緒線、柳ヶ谷畝割線、鯉田上三緒線、有井大坪線、安丸道祖線、有安道祖線、上三緒安丸線、川津幸袋線、一般県道口の原稲築線、一般県道飯塚穂波線、大分太郎丸線など
		補助幹線道路	各幹線道路を補完し、主に市街地及びその周辺の地域のアクセスなどを担う道路	都:相田伊岐須線、枝国小正線、滝ヶ下弁分線、楽市南尾線、南尾平恒工業団地線、南尾平恒山淵線、楽市迂回線、徳前旭町線、柏ノ森忠隈線、下田目尾線、柏木町立岩線、水洗安丸線など

注)都:「都市計画道路」

(1) 広域都市間幹線道路の整備・充実

福岡・北九州都市圏をはじめ、県内各地との広域交流を通じた地域活性化と観光交流及び広域物流を促進するため、関係機関と連携し、国道 201 号八木山バイパス 4 車線化を推進するとともに道路沿道開発の誘導を図ります。

更に、広域的な拠点である中心拠点へのアクセスを向上させるため、各関係機関で市の骨格となる都市計画道路の整備を検討し、交通ネットワークの強化を図ります。

(2) 幹線道路(都市間幹線道路、都市内幹線道路、補助幹線道路)網の整備・充実

市民の安全で安心できる暮らしを支えるとともに、各地域の連携を高める地域連携・交流軸の形成を図るため、関係機関と連携し、幹線道路ネットワークの整備を図ります。

また、市街地の渋滞を解消し、産業活動を支える物流機能の利便性を強化するため、未整備の都市計画道路について、見直しを進めます。

特に、都市計画決定から長期間事業未着手の区間を含む都市計画道路において、社会情勢の変化等に伴い決定当初の位置づけや必要性に変化が生じている路線については、必要な都市計画の変更を進めます。

(3) 生活道路の整備・充実

市道は、市民生活に密着した生活道路として、必要に応じて狭い幅員の道路の解消、交通安全施設及び踏切等の整備等に努めることにより、安全な交通環境を確保します。

特に、消火活動・災害復旧活動などの災害時にも有効に機能する道路整備を進め、安全確保に努めます。

更に、生活道路の安全性を維持していくため、維持管理体制の充実を図るとともに、地域との協働により、環境美化に取り組めます。

方針② 公共交通環境の確保・維持

公共交通の利用促進に向けて、公共交通網及び交通結節点としての機能の確保・維持や移動サービスの向上を図ります。

(1)公共交通網の確保・維持

中心拠点と各地域拠点をつなぐことで、各地域の個性を活かし、互いの機能を補完しあえるような持続可能な公共交通体系の構築を図ります。そのために、各関係機関が適切な役割分担と連携に基づき、地域に適した公共交通網の形成を図ります。

これらの公共交通網を活用し、生活利便施設や公共施設などを効果的・効率的に結びつけることで、日常生活において自然と歩くことを促し、健幸都市づくりを推進していきます。

(2)交通結節点としての機能の確保・維持

効率的で利用しやすい公共交通網を形成するため、交通結節点となる鉄道駅や拠点バス停において、駐車場(パークアンドライド含む)、駐輪場、待合所などを整備し、利便性及び機能の向上を図ります。加えて、民間活力の導入なども検討し、更なる魅力向上を目指します。

更に、関係機関と連携し、主要な交通結節点となる駅やバス停を活用し、広域移動に資する交通結節機能の確保・維持に取り組みます。

方針③ 歩行者空間等の整備・改善

共生社会ホストタウンにふさわしい都市空間の創出に向けて、飯塚市移動等円滑化促進方針などに基づき、生活関連経路や沿道施設、新飯塚駅や飯塚駅、飯塚バスターミナルなどの主要交通結節点、各地域拠点におけるバリアフリー化を促進し、公共の福祉の増進に寄与します。

また、歴史的に地区の中心的な役割を担ってきた各支所周辺の地域拠点について、移動等円滑化促進地区の指定の検討を行います。

(1)道路空間

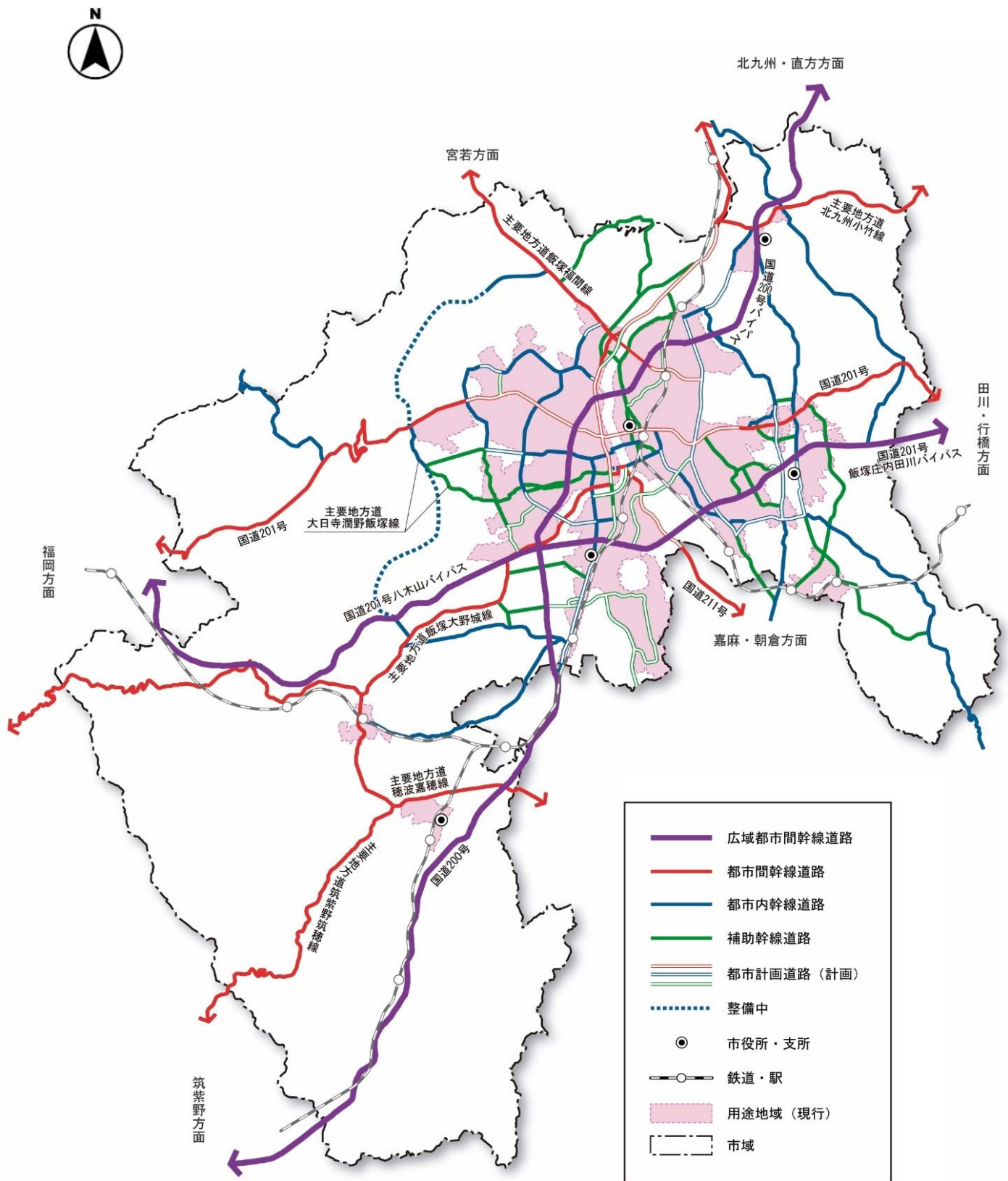
道路改修や改築時において、福岡県福祉のまちづくり条例及び移動等円滑化基準等に沿った整備に努め、バリアフリー化を推進します。

加えて、交通事業者と連携した安全な移動の連続性の確保に取り組みます。また、安全な歩行者空間の創出のため、道路から沿道施設への出入口において歩道や点字ブロック等の整備を進めます。

その他、通学路や商店街など、歩行者交通の多い区間においては、歩道の新設や改良により歩行者、自転車、自動車と共存できる道路整備を進めます。

(2)交通結節点

交通結節点となる鉄道駅や拠点バス停においては、福岡県福祉のまちづくり条例及び移動等円滑化基準等に沿ってバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動における利便性や安全性の向上を図ります。



交通体系整備の方針図

4-4 水・緑・歴史のまちづくりの方針

水・緑・歴史と共生するまちづくり

基本的な考え方

水・緑・歴史が都市空間と調和したまちづくりに向け、公園や緑地を維持・活用するとともに、自然環境や歴史・文化・景観資源等の様々な地域資源を適切に保全・活用します。

本市は、遠賀川の本流とその支流河川が山林から田園、市街地に流下し、また久保白ダムなど多くのダムやため池も有するなど、河川や水辺に身近に親しむことができる都市となっています。市民との協働や関係機関との連携により、河川や水辺を有効に活用することで、親しみの持てる良好な水辺空間づくりを進めていきます。

また、市街地の背後には、三郡山地や関の山など豊かな自然を有する山林が広がるなど、多くの緑がある中で、公園などの施設緑地については、今後の人口減少・高齢化の進行や多様な公園へのニーズに対応し、量から質への転換を重視し、公園緑地の維持・活用を図るとともに、バリアフリー化に努めます。また、公共の緑地だけでなく、民有地の緑化を促進し、緑豊かな都市環境の形成を図ります。

これらの取り組みを実施することにより、SDGsの開発目標の一つである「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」ことが達成されるものと考えます。

なお、この目標の下、公園の管理運営にあたり特に重要なターゲットとなる「ターゲット11.7」(※1)が示されており、目標達成に向けた取り組みの推進が求められています。

※1 SDGs ターゲット11.7

2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供するものです。

方針① 公園・緑地の整備・維持・活用

都市公園とその他公園を含めた施設緑地の適正な確保・維持を図ります。また、公共施設緑地の管理・活用、民間施設緑地の保全・創出を図ります。

(1)公園の維持・活用とその他公園の再編

都市公園は、緑の基本計画に基づき、適切な公園の維持・活用に努めます。

また、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい施設及び耐用年数の経過している施設については、計画的に改修・更新を行い、多くの方が安全で安心して快適に利用できるように努めます。加えて、都市公園の魅力向上及び施設整備・更新を持続的に進めるため、民間活力の導入を検討し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質及び利用者の利便性の向上を目指します。長期未整備となっている都市計画公園については、全市的な視点から見直し、適正配置に努め、計画的な都市公園を目指します。

都市公園及び都市計画法に基づいて設置された開発遊園以外のその他公園については、人口減少・少子高齢化社会に対応した公園等ストック再編計画に基づき、地域における利活用状況、維持管理の意向を踏まえながら再整備、維持、統合集約・機能分担、用途変更等を進め、より地域に密着した多機能な空間となるように再編を図ります。

なお、公園の改修にあたっては、利用者の安全性や快適性等の総合的な視点から優先順位を定め、福岡県福祉のまちづくり条例及び移動等円滑化基準等に基づく適切なバリアフリー化に努め、計画的な改修を進めます。

更に、市民に親しまれる公園とするため、市民の意向や利用者ニーズを的確に把握し、市民との協働による維持管理の仕組みづくりを進めます。

(2) 公共施設緑地の管理・活用

緑豊かな市街地を形成するため、官公庁や教育施設等の公共施設や敷地について積極的な緑化に努めます。

また、街路や公園、広場等の既存ストックを利活用し、官民連携により、憩いの場、やすらぎ空間としての魅力向上を図ります。

更に、周辺環境の整備を進めるとともに、低未利用地を活用したオープンスペースの確保などにより、公共施設緑地の適切な配置・維持管理に努めます。

(3) 民間施設緑地の保全・創出

緑豊かな市街地を形成するため、緑の基本計画に基づき、住宅地や商業地等の地域特性に応じた緑化方策を検討します。また、各地域に点在する工業団地では、騒音、振動等による環境悪化を防止する観点から、敷地の緑化を働きかけ、適正な維持・管理に取り組みます。

方針② 自然や歴史的環境と調和するまちの形成

自然や歴史的環境と調和するまちの形成に向けて、自然環境の保全・育成を図るとともに、歴史・文化資源のまちづくりへの活用に努めます。

(1) 自然環境の保全・育成

三郡山地など市街地・田園を取り囲む山林などの緑地は、森林法などの法令に基づく適切な規制を図り、良好な自然環境を保全します。

また、生産や環境保全、景観形成、自然災害の防止等の多面的な機能を有する農地については、荒廃を防ぎ、有効利用を促進するため、営農環境の保全に取り組みます。

遠賀川、穂波川などの河川は、良好な都市環境を提供する空間として、市民との協働により、自然豊かな水辺空間の適切な維持・管理に努め、利用を促進します。

特に、遠賀川河川敷広場については、市民との協働や関係機関との連携により、利活用を協議・検討し、やすらぎと魅力ある水辺空間の形成に取り組みます。

(2) 歴史・文化資源のまちづくりへの活用

社寺、史跡等の歴史・文化資源については、風致地区指定の可能性を検討するなど、その周辺一体の自然と調和した面的な保全に努め、貴重な歴史・文化資源を守り育み、文化の薫るまちづくりを推進します。

特に、国の重要文化財である旧伊藤家住宅(旧伊藤伝右衛門邸)周辺や長崎街道内野宿周辺では、歴史的情緒を大切にしたまち並みの形成に努め、多くの人々が歴史に親しむことのできる歴史的環境を創出することで、観光資源としての活用を図ります。

方針③ 魅力ある景観の保全・形成

魅力ある景観の保全・形成を図るため、自然・田園、市街地それぞれの特性を活かし、保全・形成を図ります。

(1) 自然景観や田園景観の保全・形成

本市を取り囲む山林、筑豊のシンボルとなっている忠隈のボタ山、都市にうるおいをもたらしている遠賀川、地域に身近な中小河川の水辺空間等の自然景観や、農地と集落が一体となった田園景観について、本市を特徴づける良好な景観として保全を図ります。

また、田園や山間の集落地では、農地や水路、里山、農家住宅等からなる一体的なエリアとして、自然環境や営農環境との調和に配慮し、良好な田園集落景観や山間集落景観の保全・形成を図ります。

(2) 市街地景観の保全・形成

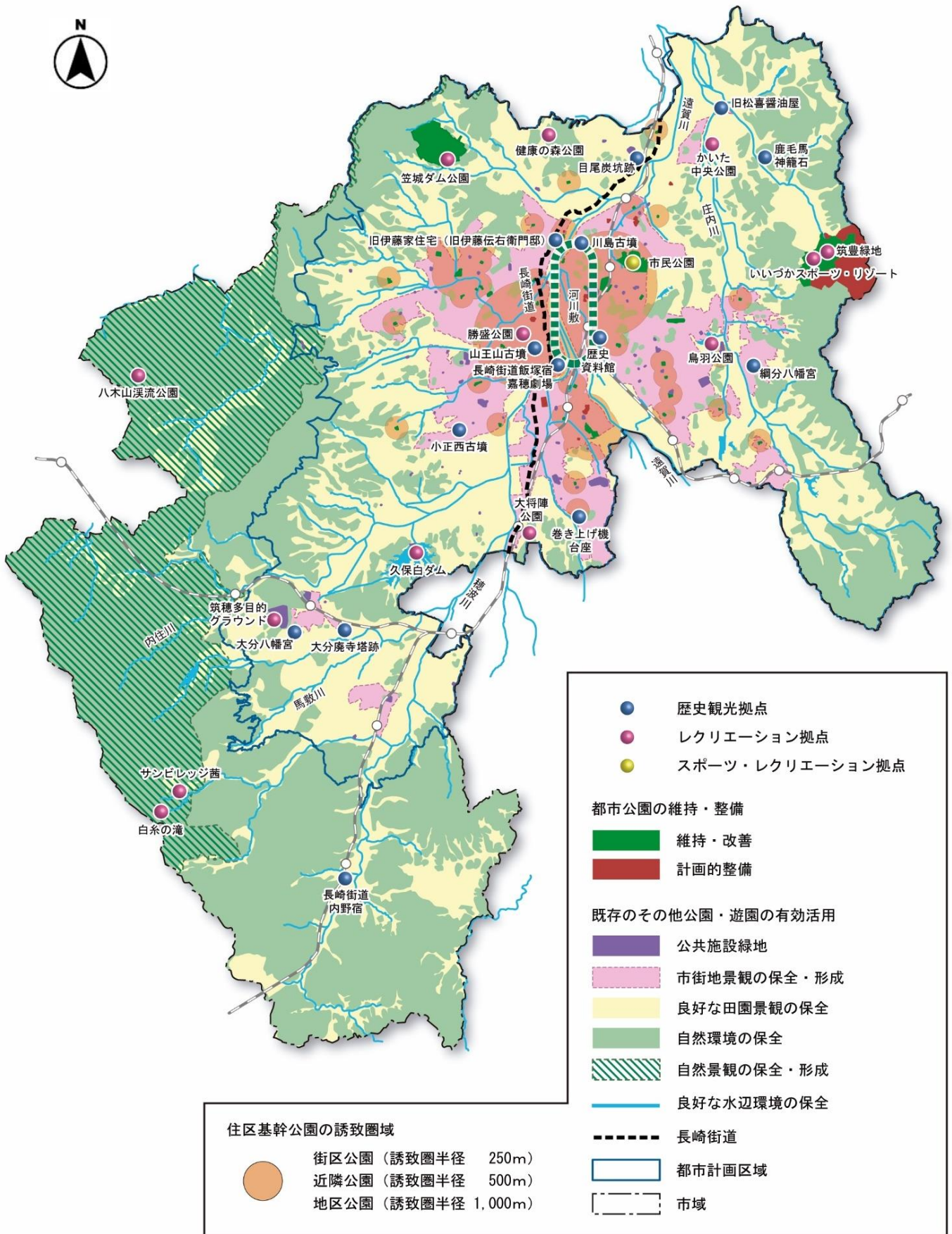
中心拠点においては、にぎわいが感じられるまち並みの景観づくりを図ります。特に、高次な都市機能施設周辺では、都市機能誘導施設と調和したまち並み形成を図ります。主要駅周辺では、広域からの玄関口として都市の顔にふさわしい景観の創出を図ります。

国道 200 号などの幹線道路沿いでは、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した沿道景観の誘導や良好な道路景観の創出を図ります。

また、住宅地においては、緑豊かでゆとりのある住宅地を基本としながらも、周辺景観との一体性に配慮し、低層住宅地や中層住宅地など地区特性に応じた景観の向上を図ります。

その他、工業地においては、オープンスペースや敷地内緑地の確保など、周辺環境と調和した景観の維持・創出を図ります。

更に、よりよい居住環境の創出や情緒あるまち並みの形成に向けて、花いっぱい運動などの美化活動を支援していきます。併せて、地域らしさを高めるため、地区計画等の活用により建築物や植栽、看板など地域主体の景観ルールづくりへの支援に努めます。



水・緑・歴史のまちづくりの方針図

4-5 上下水道・供給処理施設等整備の方針

清らかで環境にやさしいまちづくり

基本的な考え方

上水道は、人口減少などによる給水量の減少に対応し、将来にわたり安全で良質な水を安定的に提供するため、適切な改修と維持管理に努めます。

また、下水道は、污水处理構想に基づき、計画的な施設の改修・更新を進めています。引き続き、水質の保全や生活環境の改善に向けて、事業計画に基づき、多様な污水处理施設との連携による処理方法の最適化を図ります。

し尿処理施設やクリーンセンター等の供給処理施設については、今後の人口減少、財政状況など社会情勢の変化に対応し、施設配置の最適化や老朽化した施設の長寿命化等による適切な維持・管理に努めます。

これらの取り組みを実施することにより、SDGsの開発目標の一つである「すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」(※1)ことが達成されるものと考えます。

※1 SDGs 【目標6】「すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」

この目標は、飲料水、衛生施設、衛生状態を確保するだけでなく、水源の質と持続可能性をめざすものです。

方針① 上下水道の整備・充実

良好な生活環境の形成や公共用水域の水質保全を図るため、上水道の整備・充実、下水道の整備と維持管理を図ります。

(1) 上水道の整備・充実

安全で良質な水を安定的に提供するため、長期的な視点から水道施設及び管路の改修、適切な維持・管理に努めます。

(2) 下水道の整備と維持管理

公共用水域の水質保全を図るため、污水处理構想に基づき、下水道整備等の生活排水対策を推進します。

また、浄化槽や農村地域における集落排水施設の整備等、各地域の状況を踏まえ、農業集落排水施設、コミュニティプラント施設等の適切な污水处理施設の整備を推進します。

更に、老朽化の進む下水道施設については、ライフサイクルコストを勘案し、定期的な点検・調査を実施するとともに、計画的な更新を進めます。

方針② その他の供給処理施設等の維持・管理

都市施設である処理施設や地方卸売市場の維持・管理を図ります。

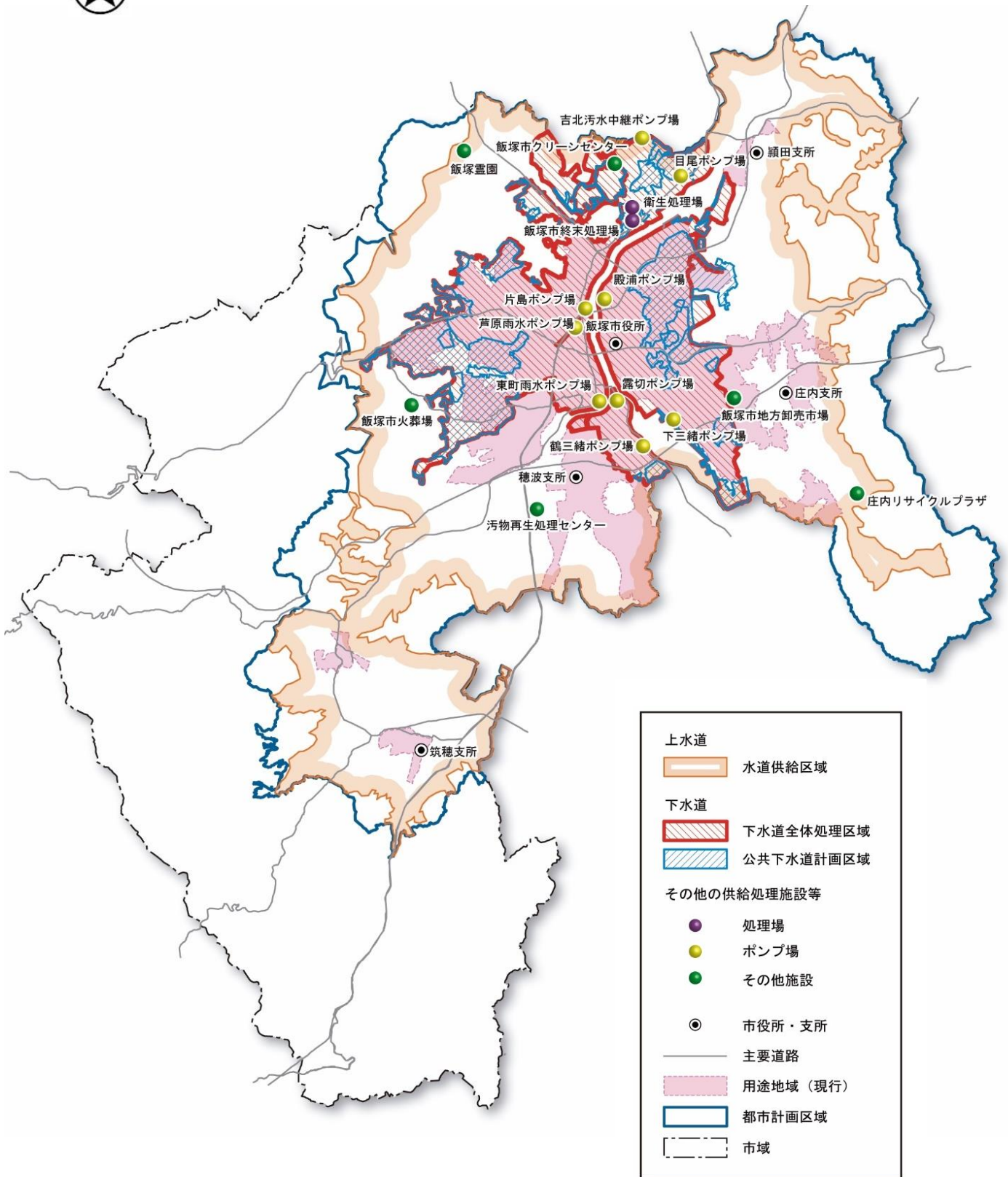
(1) 処理施設(し尿処理施設・クリーンセンター)の維持・管理

良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化対策を含めた適正処理を促進します。

また、将来の広域的な管理運営も見据えながら、廃棄物処理施設の効率的な維持・管理を行います。なお、老朽化した処理施設については、再整備を検討していきます。

(2) 地方卸売市場の維持・管理

筑豊地域全体の青果、花き流通の基幹システムとして大きな役割を担っている地方卸売市場は、安全・安心な流通に努め、適切な維持管理を図ります。



上下水道・供給処理施設等整備の方針図

4-6 都市防災・防犯の方針

災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

基本的な考え方

近年、全国で大雨や台風などによる大規模な自然災害が発生しています。本市においても、特に2003(平成15)年7月豪雨、2018(平成30)年7月豪雨などで、甚大な浸水被害が発生しました。こうした被害を教訓とし、国、県、関係市町村により遠賀川流域治水協議会を設立し、関係機関が連携した流域治水対策に取り組んでいます。

また本市は、河川沿いの低平地での浸水だけではなく、山間部での土砂災害、地震・火災などの様々な災害リスクを抱えていることから、今後とも都市災害を含めた様々な災害から市民の生命と財産を守るため、「飯塚市地域防災計画」に基づき、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを目指し、浸水・土砂災害対策、地震・火災対策を進めていきます。また、「飯塚市国土強靱化地域計画」に基づき、今後の本市の強靱化に関する施策を推進していきます。これらの施策等を実施することにより、SDGsの開発目標の一つである「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」(※1)ことが達成されるものと考えます。

更に、安心して暮らせるまちづくりに向けて、行政、市民、警察、消防等が連携し、地域防犯体制や連絡体制づくりを進めます。地域での防犯、交通安全等への取り組みにより、安全で安心して日常生活が送れる環境づくりを推進します。

※1 SDGs 【目標13】「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」

気候変動は、開発にとって最大の脅威であり、その広範な未曾有の影響は、最貧層と最も脆弱な立場にある人々に不当に重くのしかかっています。気候変動とその影響に対処するだけでなく、気候関連の危険や自然災害に対応できる強靱性(レジリエンス)を構築するためにも、緊急の対策が必要です。

方針① 災害対策の推進

大規模な自然災害等の発生に備え、関係機関と連携してあらゆる災害対策を推進します。同時に、ハード施策とソフト施策が一体となった災害に強い都市基盤の整備を推進します。

(1) 浸水(治水)・土砂災害対策の推進

これまでの水害被害の教訓を踏まえ、遠賀川水系において堤防からの越水を回避し、流域における浸水被害の低減を図るため、国、県、流域市町村が一体となった防災・減災対策に取り組めます。

また、災害発生の恐れのある区域などのハザード情報の周知、下水道等の排水施設の整備、遊水機能を有するため池の確保、浸水被害の高い区域の宅地化抑制などに取り組むことにより、ハード施策とソフト施策が一体となった対策を進めます。

更に、浸水被害の軽減を図るため、河川・水路改修やポンプ場の新設、調整池の新設などの内水排除対策を進めます。また、防災拠点として位置付けられ、老朽化が顕著な施設については、計画的な改修、更新を図ります。

その他、土砂災害を未然に防ぐため、県や関係機関と協力し、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進します。

(2)災害に強い都市基盤の整備

幹線道路は、災害時における延焼防止や緊急輸送路の確保のため、整備及び適切な維持管理に努めます。生活道路においては、避難路の確保や円滑な消防活動を可能とするため、計画的な整備・拡幅に努めます。

また、橋りょうは、長寿命化実施計画に基づき、重要度に応じて、計画的な補修に努めます。

公園緑地は、災害時の避難場所や延焼防止のための緩衝帯にもなることから、防災機能を備えた公園の整備を検討していきます。

また、規模の大きい公園は、災害発生時における広域避難地としてだけでなく、被災後の救援・救護の拠点となる貴重なオープンスペースとなるなど、広域的な都市の防災において重要な役割を担っていることから、整備を進めます。

その他、飯塚市地域防災計画に基づき、地域の防災拠点施設や都市施設の整備に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。

(3)建築物の防災対策の推進

用途地域内の商業地域、近隣商業地域及び準住居地域の一部においては、防火・準防火地域の指定などにより、街区の防災性を高める土地利用を誘導します。

同時に、住まいや街区の安全性、防火性を高めるため、倒壊のおそれのある危険な空き家等の除却の促進、建築物・宅地に係る耐震化などによる改善を進めるとともに、密集している住宅市街地の改善に向けた対策を検討します。

また、地域の各交流センターや教育施設等の避難所においては、適切な改修と防災資材や生活に必要な物資の備蓄など、防災機能の強化に努めます。

更に、緊急輸送道路沿道の建築物における耐震化・不燃化を促進します。

(4)ソフト施策の充実

災害の危険性のある区域について、各種ハザードマップ等の活用や各まちづくり協議会の活動等を通じて、災害危険箇所、避難場所、避難路の周知を行うとともに、防災意識の啓発や自主防災組織設立の促進及び活動を支援します。

また、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域については、新たな立地抑制を図る必要があることから、居住誘導区域からの除外を検討するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め、計画的かつ着実に防災・減災対策を進めます。

方針② 防犯・交通安全対策の充実

安心して日常生活が送れる居住環境づくりを推進します。

(1)防犯まちづくりの推進

防犯及び交通安全の確保のため、防犯灯設置基準に基づき、防犯灯の充実を図ります。

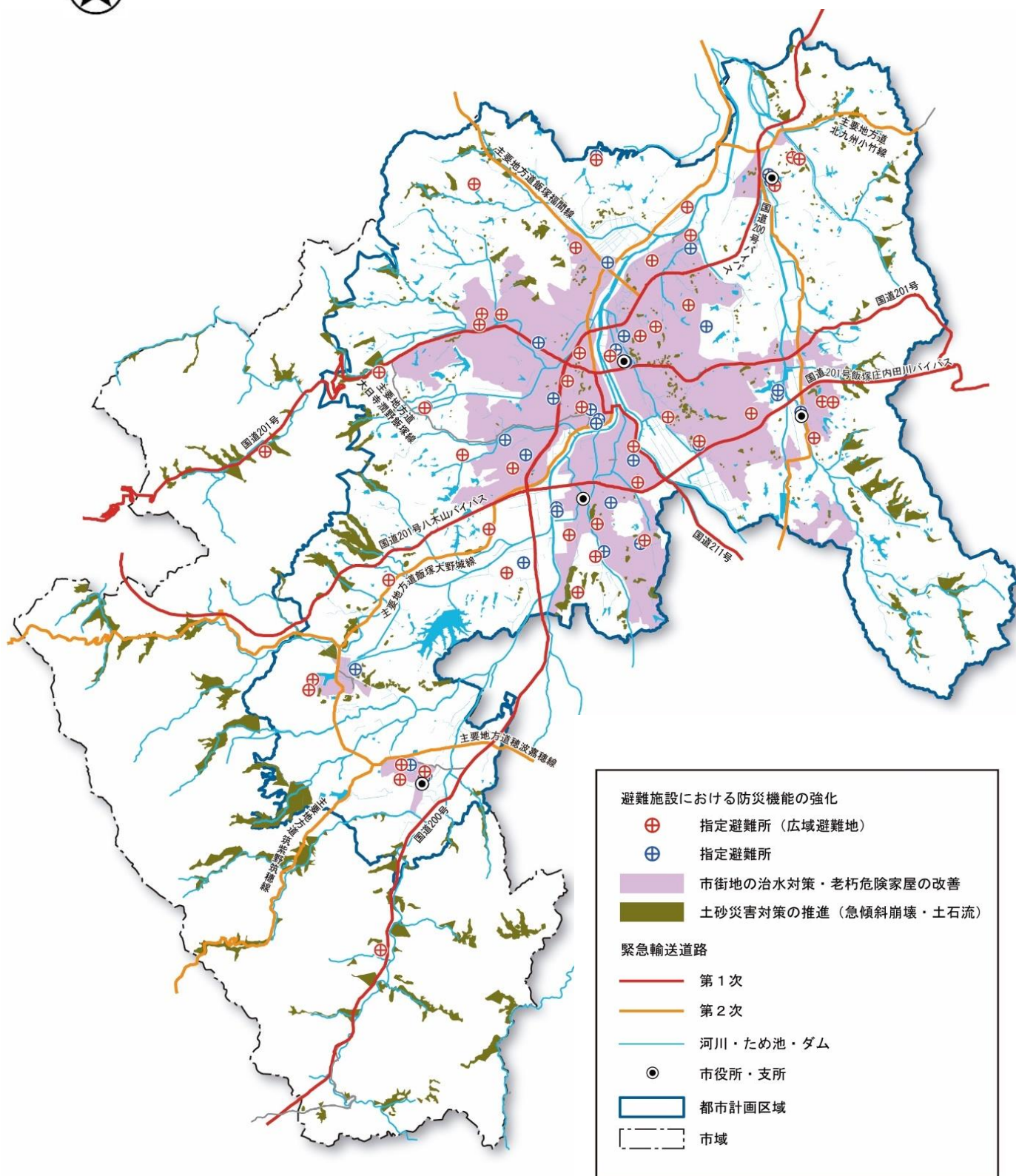
樹木や植物等が繁茂している公園・広場等については、市民・事業者・行政が連携して、防犯上の観点からも適切な維持管理に取り組みます。

また、地域住民とともに防犯の観点からまちの問題点を共有し、地域全体で情報を共有しながら、協働して対策を考える体制づくりを進めます。

(2)交通安全対策の推進

交通事故の発生防止のため、整備されて年数が経過している植樹帯について、対策箇所を明確化し、適切な管理に努めます。また、交通事故の危険性が高い見通しの悪い交差点については、計画的に改良を進め、通学路についても、改善要望箇所の安全対策を順次進めていきます。

更に、交通環境の改善とともに、交通安全に対する啓発を継続的に進めていきます。



都市防災の方針図